

国公立大学図書館協力委員会運営要綱

制定 昭和 57 年 11 月 19 日

改正 平成 24 年 7 月 27 日

改正 平成 27 年 7 月 24 日

(名称及び目的)

- 1 本委員会は、国公立大学図書館協力委員会（以下（「委員会」という）と称し、国公立大学図書館が相互に協力して、大学図書館運営に共通する問題を検討し、その改善を図ることを目的とする。

(組 織)

- 2 委員会は、次に掲げる委員館をもって組織する。

国立大学図書館協会が選出する同協会会員館 4、公立大学協会図書館協議会が選出する同協議会会員館 3、私立大学図書館協会が選出する同協会会員館 6。

(2) 委員館の任期は、8月1日から翌翌年7月31日までの2年とする。ただし、重任を妨げない。

(委 員 長)

- 3 委員会に、委員長を置き、委員館の互選により選出する。

(2) 委員長の任期は、8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(3) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(4) 委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した委員館の長がその職務を代行する。

(会 議)

- 4 委員会の会議は、年2回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(2) 委員会の会議は、国立、公立、私立の各1館を含む過半数の委員館の出席によって成立する。

(3) 議事は、出席全委員館の同意をもって決定する。

(4) 委員会の会議による決定事項は、議事録に記録し、委員長が署名捺印して、事務局が保管する。

(常任幹事会)

- 5 委員会に、委員会の円滑な運営を図るため、常任幹事会を置く。

(2) 常任幹事会は、委員長館を含め、国立大学2館、公立大学2館及び私立大学2館の計6館で構成する。

(3) 常任幹事会を構成する委員館は、国立、公立及び私立の委員館の中から互選する。

(4) 常任幹事会を構成する委員館の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(5) 常任幹事会は、委員長館が招集し、その議長となる。

(事業)

6 委員会は、必要に応じ、調査研究、出版、研修会、講演、国際交流等の事業を行う。

(専門委員会)

7 委員会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

(2) 専門委員会に主査を置き、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。専門委員は、専門委員会主査の推薦により、委員長が委嘱する。

(3) 主査および専門委員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

(4) 専門委員会的主査は、本要綱4に定める会議に出席する。

(5) 専門委員会の運営に関する細則は、別に定める。

(タスクフォース)

8 委員会は、特定の事項を機動的に調査するため、必要に応じ、時限的なタスクフォースを置くことができる。

(2) タスクフォースの設置時限は、委員会の議を経て、委員長が決定する。

(3) タスクフォースの構成員は、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。タスクフォースの主査は、構成員の互選により選出する。

(4) タスクフォースの主査は、本要綱4に定める会議に出席する。

(5) タスクフォースの運営に関する申し合わせは、別に定める。

(会計)

9 委員会の経費は、委員会が行う事業収入をもってこれにあてる。

(2) 委員会の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(3) 委員会の予算及び決算は、委員会の承認を得なければならない。

(会計監査)

10 委員会の会計を監査するため監事2館を置く。

(2) 監事のうち1館は、委員館の互選により選出する。

(3) 監事のうち他の1館は、委員会の議を経て、委員館以外の館から選出する。

(事務局)

11 委員会の事務局は、委員長館に置く。

(細則)

12 この要綱の施行に関し、必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(付則)

1 この要綱は、昭和57年11月19日から施行する。

「協力委員会設置に関する申し合わせ事項」はこれを廃止する。

2 この改正は、昭和59年5月17日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

3 この改正は、昭和61年8月1日から施行する。

(改正 昭和61年5月30日)

4 この改正は、昭和63年8月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

5 この改正は、平成7年10月17日から施行し、平成7年8月1日から適用する。

6 この改正は、平成12年10月12日から施行し、平成12年8月1日から適用する。

7 この改正は、平成13年8月1日から施行する。

(改正 平成 13 年 7 月 6 日)

8 この改正は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

(改正 平成 14 年 7 月 5 日)

9 この改正は、平成 21 年 8 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(改正 平成 21 年 7 月 31 日)

10 この改正は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。(改正 平成 24 年 7 月 27 日)

11 この改正は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。この要綱の施行前に置かれた時限的なワーキング・グループについては、改正後の本要綱 8 の規定を準用する。(改正 平成 27 年 7 月 24 日)